

1 1 学生生活

(1) 総合政策学部 (総合政策学科)

① 学生への経済的支援

ア 奨学金制度と貸与・給付

本学では、奨学金応募者の中から日本学生支援機構（旧日本育英会）ほかの奨学金団体の基準に従い、候補者として推薦している。平成16年7月現在、貸与または給付奨学生は372名で、在学学生893名の約41.6%にのぼっている。

現在、本学学生が受けている奨学金の種類は、8種類あり、内訳は日本学生支援機構奨学金が360名、その他の奨学金が12名となっている。

a 日本学生支援機構奨学金

「人物、学業ともに優れかつ健康であって、経済的理由により、修学に困難がある者に対して」貸与される奨学金である。

◇ 貸与月額

第一種奨学金（無利子）

学年（入学年度）	自宅通学者	自宅外通学者
1年生（平成16年度入学）	44,000円	50,000円
2年生（平成15年度入学）	44,000円	50,000円
3年生（平成14年度入学）	42,000円	48,000円
4年生（平成13年度入学）	42,000円	48,000円

第二種奨学金（有利子：上限年利3%）

入学年度、自宅通学、自宅外通学に関わりなく、次の4種類の月額から選択できる。

貸与月額	30,000円、 50,000円、 80,000円、 100,000円
------	-------------------------------------

◇ 貸与期間

卒業するまでの標準修業年限

◇ 奨学生数

(平成16年7月現在)

	第一種	第二種	合計
1年生（平成16年度入学）	32名	75名	107名
2年生（平成15年度入学）	41名	46名	87名
3年生（平成14年度入学）	20名	63名	83名
4年生（平成13年度入学）	34名	49名	83名
合計	127名	233名	360名

*編入学生は該当学年に含む

◇ 入学時特別増額貸与奨学金制度

平成15年度から創設された制度で、第一種または第二種奨学金の申込者で、条件を満たす者を対象に、入学時に30万円が増額貸与される。

b 地方公共団体の奨学金

地方公共団体が設けている奨学金制度は、通常、保護者等の学費負担者が居住している公共団体の者に限られている。中には、同自治体に将来居住することを確約すれば、定住化促進奨学金の増額貸与を行っているものもある。

本学では平成16年7月現在、2年生4名、3年生2名、4年生2名が出身地の地方公共団体から奨学金を受けている。

島根県の場合は、3, 4, 5, 6, 7万円の内から選択でき、無利息であるが、日本学生支援機構奨学金との併給は認められていない。

c 財団法人 朝鮮奨学会奨学金

◇ 概要

日本の大学学部の正規課程に在籍している韓国人・朝鮮人学生（韓国人留学生含む）の内、学業成績が優秀な者に給付される返還義務のない奨学金である。

◇ 給付金額

月額2万5千円

◇ 給付期間

1年間（継続可能）

◇ 奨学生数

本学では平成16年7月現在、3年生1名が給付を受けている。

d 財団法人 中村積善会貸費奨学金

◇ 概要

「大学に在学し、品行方正、学力優秀で、健康上学業に耐えうる者で、学資の支弁が困難な学生」を対象とする奨学金である。

◇ 貸与金額

月額4万7千円（無利子）

◇ 貸与期間

卒業するまでの標準修業年限

◇ 奨学生数

本学では平成16年7月現在、4年生1名が貸与を受けている。

e 財団法人 日本コカ・コーラボトラーズ育英会奨学金

◇ 概要

「次代の中堅となるべき人材の育成を図るため、経済上の理由により大学に進学が困難な事情にある者」に給付される返還義務のない奨学金である。

◇ 給付金額

月額1万5千円

◇ 給付期間

卒業するまでの標準修業年限

◇ 奨学生数

本学では平成16年7月現在、4年生1名が給付を受けている。

f あしなが育英会奨学金

◇ 概要

「保護者等が病気、災害(道路における交通事故を除く)、自殺などで死亡したり、またはそれらが原因で著しい後遺障害のため働けなくなった家庭の子供の進学援助と教育指導及び遺児とその家族に対する心のケア」を目的として貸与される奨学金である。

◇ 給付金額

月額4万円

◇ 給付期間

卒業するまでの標準修業年限

◇ 奨学生数

本学では平成16年7月現在、4年生1名が給付を受けている。

なお、本学では、学内システムであるフォーラム（電子掲示板）、メール及び、併せて掲示板を活用し、募集の告知、必要書類、申請条件等の情報提供を行っている。また、日本学生支援機構奨学金については、説明会を開催し、周知を図っている。情報の提供を行っている主な奨学金は、日本学生支援機構奨学金、地方公共団体、財団法人朝鮮奨学会奨学金、あしなが育英会奨学金である。

イ 授業料の減免

島根県立大学条例第9条に基づき、「学業が優秀なものであって、かつ、学資の支弁が困難なもの」の授業料減免を実施している。過去2年間の実施状況は次のとおりである。

なお、1年生は1年間に限り寮に入寮することができ、授業料が全額免除の場合、寮費を2分の1免除、半額免除の場合、4分の1免除としている。

学年完成年次である平成15年度から2ヶ年の実施状況は、次のとおりである。

○申請件数及び実績（条例9条第1項）

		申請件数	全額免除	半額免除	非該当
平成15年度	1年生	35	19	8	8
	2年生	47	23	12	12
	3年生	51	20	17	14
	4年生	36	16	13	7
	小計	169	78	50	41
平成16年度	1年生	36	24	6	6
	2年生	57	22	23	12
	3年生	48	24	14	10
	4年生	45	26	15	4
	小計	186	96	58	32

【点検・評価】

ア 奨学金制度と貸与・給付

前述のように、在学生の約41.6%が何らかの奨学金を受けており、奨学金制度は大きな修学の支えになっている。近年の景気後退に伴い、保証人が解雇、転職したため収入が著しく減少した事由による申請が大半を占め、また在学生の大部分が長時間のアルバイトに従事している状況下では特にその意義は大きい。

フォーラム、メール及び掲示板の活用により、すべての学生へ情報を周知し、奨学金の情報伝達の公平性が保たれている。さらに、多くの学生が利用する日本学生支援機構奨学金については、説明会を開催することにより、正確な情報の伝達が図られている。しかし、これらは関係機関からの募集要項の通知があったものの情報提供であり、それ以外の奨学金（ホームページ上のみで公募など）の情報については、学生が個人で情報収集しているのが現状である。

また、多くの奨学金に指定校制度が採用されており、新設校である本学が申請できない奨学金も多い。昨今の経済不況による家計の変化により、奨学金の必要性が高まっており、奨学金募集情報の把握と情報提供及び新たな奨学金の掘り出しを今後どのようにしていくのかが大きな課題である。

イ 授業料の減免

経済状況が好転しない中、また家庭の事情により申請者数は増加傾向にある。免除決定率も上がってきており、平成16年度は、学部生の内約17%の学生が授業料の減免を受けている。今後も制度趣旨の周知を確実に言い、対象となる学生については、経済状況を心配することなく、学業に専念できるよう配慮していきたい。

なお、1年生については、授業料が減免されると寮費が軽減されることになり、入学初年度という支出が多い時期において一層の経済的支援につながっていると考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

ア 奨学金制度と貸与・給付

平成13年度から、第一種奨学金同様、あらたに第二種奨学金にも各大学に採用人数が割り当てられた。第二種奨学金は、保護者の収入基準があるものの、比較的容易に貸与が得られる奨学金として設立されたものであり、趣旨尊重の観点から採用人数割当の撤廃について日本学生支援機構に望みたい。ちなみにイギリスにおけるローン制奨学金受給率は80%以上であり、規定貸与最高年額（約94万円）の75%までは無条件で貸与される。また卒業後の授業料後払い制の導入も拡大しつつあり、財源確保の問題はあるが、学生への経済的支援との関連で、奨学金制度の充実とともに、我が国でも検討の余地のある方策である。

さらに、現在のフォーラム、メール及び掲示板の活用を引き続き行い、学生へ時機を得た情報提供を行うとともに、過去に学生が採用された地方公共団体奨学金、民間奨学金を中心に情報収集を図るとともに、指定校制度の奨学金についても、学校指定に向け検討を行う。

イ 授業料の減免

財政状況が厳しい中ではあるが、今後も制度の堅持を基調としながら、意欲があっても経済状況によって学業の継続が困難な学生についても、経済的支援ができるよう柔軟な制度運用について検討することが望ましいと考える。

ウ 授業料融資制度

奨学金制度と授業料の減免については、希望するにもかかわらず制度を利用できない学生もあり、授業料融資制度の創設についても検討する必要がある。

② 生活相談等

ア 学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮

【現状の説明】

本学生相談室では、相談活動においては、専門性の異なる三者（看護師、精神科医、臨床心理士）が常に連携をとるようにしている。

以下、その3分野に分けて現状を記す。

○ 身体・健康相談

身体健康相談は看護師が対応している。平成15年度の利用件数は、105件であった。

相談内容は、内科及び外科系の利用が多かった。女子学生からの婦人科の相談も多い。月別相談件数では、毎年10月の利用が多い。大学祭の準備等で健康を損なう学生が多いためではないかと思われる。留学生の利用件数は、毎年、年間で15件前後である。相談内容は、健康相談が多かった。

○ 心理相談

臨床心理士の資格を有する教員が対応している。平成15年度の利用件数は、延べ件数115件（うち実人数22人）であった。平成16年度は4月1日から8月31日までの5ヶ月間で延べ件数は71件である。また、開学以来の学生数の増加の割合以上に、相談件数は増加しているようである。相談日は、週に1日の開設であるが、この日だけでは対応できない場合には、来談者との相談の上、相談日を設定している。相談内容は、勉学、進路、心理、適応問題など多岐にわたる。

また、毎年新入生全員に対して、精神健康調査を実施している。結果により心理相談が必要と思われる学生に対して、来談をすすめている。また、結果は希望者全員に伝えている。結果伝達がきっかけとなり、心理相談への導入が速やかに行われることが多い。

○ 精神保健相談

月に1度（長期休業期間は除く。1回あたり2時間）来学する非常勤精神科医が対応している。平成15年度の利用件数は延べ件数9件（実人数6人）であった。平成16年度は4月から7月までで5件であった。また、啓発活動として、睡眠障害に関する講演会を平成15年度の秋に実施した。

精神保健相談の実数は、平成15年度までは毎年10件未満ではあったが、学生生活にとっては大きな役割を果たしている。精神科の病院に行きにくいと感じている学生にとって、病院に行かずに医師に診てもらうことが可能となっている。さらに、精神科疾患が疑われる学生を、速やかに病院受診につなげることが容易になっている。

【点検・評価】

精神科医、看護師、臨床心理士が常に連携を取りながら活動をしている点は、本大学学生相談室の特色であり長所である。

また、スタッフ体制や相談日設定は限られたものであるが、その中で、利用件数は多いといえる。学生相談室は現状でやれる限りの機能は果たしていると考えられる。

心理相談は、週に1日が相談日であり、1回50分で実施している。この相談日はほとんどの時間が相談希望者により予約がなされている。予約をせずに相談日に来室された場合、別の日時に再度来室してもらうこととなる。相談日以外の曜日に相談を予約する来談者も少なくない。心理相談担当の臨床心理士は、学内では教員であり教育・研究等の業務が主である。その中で、週に1日～1.5日分の時数を相談業務に当てており、時間的

に無理が生じている。さらに、臨床心理士は授業等の業務のことを考えると、これ以上の時数を相談にあてることは困難であるため、継続面接が必要な来談者に、相談開始を1～数ヶ月間待ってもらう場合も出てきている。

学生からの夕方以降の相談希望があるが、現状としてはそれに対応することは困難である。また、心理相談は、教員でもある臨床心理士が担当するため、「教員には相談しづらい」と感じている学生がいるという現状は無視できない。

精神保健相談の開設日が月に1回であるため、精神保健相談の必要性があるにもかかわらず、開設日に都合がつかないという学生がいるのではないかと思われる。この相談開設の時間は、1回あたり2時間である。1回の開設日に相談希望者が3名以上となることもあり、その場合には十分な相談時間を取ることができない。

学生相談室の現状では、相談を必要とする学生にとって、相談可能な時間数は確保されていないといえる。

心の健康の問題について教職員が研修を受けたり理解を深めたりすることは、学生の心身の健康保持・増進にとって欠いてはならないことである。しかし、それらが十分であるとは言い難い。さらに、学内での学生相談室からの積極的な啓発活動は困難であることや、学生相談室と教職員間の連携が不十分であることの改善も今後の課題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学生の心身の健康保持のために、教職員が学生の心の健康についての理解を深めるようにする必要があるだろう。

また、学生相談室から報告の場をつくることや、学生相談室からの報告書等を学内の関係する全ての教職員が回覧するようにすることが必要である。

イ ハラスメント防止のための措置の適切性

【現状の説明】

平成13年本学は、本学のすべての教職員及び学生等がセクシュアル・ハラスメントにより人権が侵害されることがないように、また、他の者の人権を侵害することのないように、教職員及び学生を対象とした「島根県立大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」を制定している。その規程では、教職員の責務を定め、職員がセクシュアル・ハラスメントをしないように注意を義務づけている。

また、その規程で、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関し、適切な対策を講じるため、「セクシュアル・ハラスメント防止委員会」を置き、年1回以上開催することとなっている。

さらに、その規程に基づき相談連絡窓口を4か所設置しており、そこではセクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談、アドバイス等を得ることができる。相談員として教員2名、事務局職員2名を任命し、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に

対応することとされている。

【点検・評価】

大学という教育・研究の場においては、教える・教えられるという上下関係が強く、セクシュアル・ハラスメントが発生しやすい環境にあるため、ほとんどの大学でその防止対策が講じられている。本学では、開学2年目という早い段階で規程を設け、防止に向けて体制を整備した。

ただし、「島根県立大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」が今後とも学生にとって有効な規定であるかどうか見直しをしていく必要があると考える。

【将来の改善・改革に向けた方策】

セクシュアル・ハラスメント問題に関する広報は十分でなく、今後強化していく必要がある。

ウ その他の生活相談等

【現状の説明】

学生生活においては、修学、健康、対人関係、就職・進路などさまざまな問題、悩みに直面する。本学では、学生1人ひとりにきめ細かいアドバイス・支援ができるよう「島根県立大学学生相談室規程」を設け学生相談を実施している。

具体的には、専門のカウンセラー、看護師、及び精神科医がさまざまな相談を受け、学生の精神的ケアを行っている。身体、健康についての相談は、看護師が医務室で応じ、専門医療機関の紹介も行う。修学、進路、対人関係など心理的な悩みについては、専門のカウンセラー、また精神衛生に関する医学的な相談に関しては毎月1回の相談日に精神科医師が対応している。

また、学内の看護師や臨床心理士が、地域医療機関への紹介が必要と判断した場合には、速やかに地域医療機関へ受診するようにすすめている。看護師は、病院への付添いを行うこともある。月に1度来校する校医（精神科医）の判断により地域医療機関へ紹介する場合もある。校医による継続的な相談や治療が必要な場合には、学生が校医の勤務する病院を継続的に受診している。

不登校の学生への対応については、「フレッシュマン・セミナー」（1年）、「基礎演習」（2年）、「総合化演習」（3年、4年）のゼミ担当教員は、各学生の出席状況等を把握するとともに、講義への欠席が目立つ学生については必要に応じ面接、指導を行っている。ゼミ担当教員によるそうした指導にもかかわらず問題がある場合は、学部長と対策を協議することとなっている。

【点検・評価】

身体、健康についての相談は、平成15年度では105件であり、心理相談については、相談学生数が22名であった。学部生が800名を超えていることを考慮に入れると、必ずしも相談が必要な学生がすべて相談に来ているとはいえないと考えられる。

平成13年度、平成14年度の心理相談件数が大きく減少したが、担当心理カウンセラーが産休で休んでいたためである。精神保健相談については、件数は毎年10件未満ではあるものの、学生の精神保健にとっては大きな役割を果たしている。

学生相談担当の三者（心理カウンセラー、看護師、精神科医）は、それぞれの専門が異なるため、それぞれの立場から来談者をみての討論の上で、学生相談で対応できるのか、受診が必要なのかを判断できる。

学生の受診に際しては、付き添いができないことが多いので、学生による速やかな受診に至らない場合がある。学生相談室に来室しにくい学生については、地域医療機関への受診が遅くなる危険性がある。

受診が必要な場合には速やかに医療機関への受診へとつなげられるようにするためには、各教職員がその必要性を認識しなければならない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学生相談については、電子メールによる相談も行うなど多面的かつ柔軟な対応に心掛けている。また、学生のメンタルヘルス向上のため専門性の異なる三者（心理カウンセラー、看護師、精神科医）が常に連携をとるようにする等努力しているが、相談日を増やす等について検討し、一層の充実を図る。

学生の健康保持、増進のためには、地域医療機関との連携が必要であるが、地域医療機関については、こちらから治療を依頼する場合がほとんどである。地域医療機関から本学へ向けた啓発活動等の場があると、より多くの教職員が、これまで以上に心身の健康について目を向けていくことが可能となるものと思われる。今後、このような形での連携の充実を図っていく必要がある。

エ 学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況

【現状の説明】

平成13年10月、学生生活委員会において学生生活調査を実施した。その調査結果によると、住宅に関してはほぼ満足していると答える学生が多かったものの、不満であると答える学生もあった。不満に思う理由は、家賃が高い、近くにスーパーやコンビニがないという回答であった。国際交流会館と学生寮が新生生に限られているため、2年生以降はアパート暮らしとなり、金銭的な負担が大きいことと、大学のある浜田市が都市機能に乏しいことが関係している。

また、平成13年4月、教務委員会により学生教育アンケートが実施されている。

講義室、演習室、メディアセンター、国際交流会館、学生寮に関する学生の満足度は高いが、食堂と売店のある学生会館、体育施設、駐輪場施設に関する満足度は普通であった。学内施設に関しては、ほぼ満足していると考えられる。

一方、学外の施設に関しては、交通の便、飲食店、本屋などについて非常に不満であると答える学生が多かった。

アンケートの実施ではないが、関連するものとして平成12年から毎年、学生会館に入っている学生食堂と売店の利便性向上を目的とした学生会館委員会が定期的実施されている。学生会館運営委員会には、国際交流会館、学生寮、学友会を代表する学生、学生生活委員会を代表する教職員、学生食堂と売店の代表者をメンバーとし、学生からの要望を吸い上げる場となっている。メニュー、値段、品揃え、営業時間、ゴミの分別などに関して、学生、教職員、業者がそれぞれの立場から意見を出し、折り合う場になっている。

【点検・評価】

こうしたアンケートや委員会の実施を踏まえ、以下のような改善が実現している。

- ① 営業時間、メニュー、値段に学生の意見が反映されるようになった。ただし売店の品揃えはあまり変わっていない。
- ② 学生会館内の禁煙、ゴミの分別が効果的に行われるようになった。
- ③ 大学から浜田市への働きかけにより、大学循環バスが100円となり、学生の経済的負担が軽くなるとともに、大学と市内の往復がしやすくなった。

【将来の改善・改革に向けた方策】

都会のキャンパスライフとは違う、地方色豊かなキャンパスライフを実践する例が多く見られるようになった。例えば、商店街活性化プロジェクト、地域通貨、棚田保存活動などが活発に行われるようになり、地方のキャンパスライフの形ができ上がるにつれ、学生の満足度の指標が変化してきているように見受けられる。

そのような新しい視点を含めた満足度調査を実施していきたい。

③ 就職指導

【現状の説明】

a 就職指導の基本方針

近年、学生の卒業後の進路は、企業等への就職だけではなく大学院進学や海外留学、起業、専門学校への入学等多様化しており、一方自分の希望を実現するまで定職に就かないいわゆる「フリーター」を選ぶ者の増加等学生の就職に対する意識も変化してきている。

大学の教育成果が学生を通して社会に還元されるという意味において、就職は大

学にとって極めて重要な意味を持っている。したがって学生の就職においては、学生に高い学力と豊かな人間性を身につけさせた上で社会に送り出すという、本来大学が果たすべき社会的使命と責任を十分に認識し、全教職員が協力してその責務を全うすることが求められる。さらに、昨今の厳しい雇用状況などを反映して、大学の就職成果は大学そのものの評価を左右する重要な指標となってきた。

以上の認識の下、本学では、キャリア教育を大学の基幹的教育の一つと考え、学生がしっかりした職業観を持って自らの専門性を高めていけるよう、全学を挙げて就職指導を展開していくこととしている。

b 就職指導の概略

本学では、就職部長を中心に、教授会専門委員会の「就職委員会」（委員11名）、同委員会の内部に「公務員試験対策部会」（委員5名）を組織して、全学的な就職支援事業を実施している。

本学は、卒業後の進路として3つの系「国際協力系」、「組織経営系」、「地域社会系」を設定しており、入学時の段階から将来を見据えたキャリア形成を個々の学生が進められるよう、段階的かつ幅広い内容を盛り込んだ教育プログラム「キャリア支援プログラム」を整備してきた。以下、プログラムを概説する。

i) 新入生ガイダンス

大学で何を学ぶのか、4年間をどう過ごすのか、卒業後のキャリアプラン・ライフプランをどう描くのかアドバイスをを行っている。また、保護者に大学の取組み状況の説明を行っている。

ii) 授業科目「キャリア形成Ⅰ・Ⅱ」

1年生、2年生を対象に履修推奨科目として入学後の早い時期から、自分の生き方やキャリアについての自己認識を深め、自分らしい進路選択・職業選択を実現するために必要な知識や考え方を形成することを目的に、平成16年度から実施している。平成16年度はほぼ全員が受講し、「大学で何を学ぶか」、「社会人に向けてのキャリア形成とは何か」を真剣に考え始めている。

iii) キャリア形成講座

3年生、4年生を対象に自己分析、業界・企業研究、就職活動の進め方、エントリーシート対策、面接試験対策の指導を行うほか、外部講師として企業経営者や人事担当者、官公庁人事担当者を招いて、職業観の醸成、社会の求める人物像、採用試験の概要などについて講義をしてもらっている。

また、就職希望学生の業界・企業の絞り込みや採用試験対策をより身近なもの

してもらうため、本学の卒業生を招き、就職活動の体験談を話してもらっている。

iv) 連続講座

社会人として必要な法律の基礎知識を習得する「法律基礎講座」、教養試験対策の「教養講座」を実施している。

v) インターンシップ

本学では、学生時代に社会との接点を持ち職業観の育成や学習意欲の向上を図るインターンシップの意義を高く評価し、3年次に「行政体験実習」、「企業体験実習」として授業科目の中に取り入れている。また、授業科目とはしないが、各企業や経営者協会が実施するインターンシップにも学生の参加を奨励している。

vi) キャリアアドバイザーの配置

進路指導経験者など2名をキャリアアドバイザーとして委嘱し、学生からの個別の進路相談や就職活動の進め方などのアドバイスを行っている。

vii) 模擬試験

多くの企業が採用している職業適性試験SPI試験に備えてSPI模試、SPI対策集中講座を実施している。また、公務員試験に向けて公務員模試をしている。

viii) 資格取得・語学検定試験

情報処理技術者試験などの各種資格や語学検定試験等は、学生のさらなる学習意欲を高め、就職に有利に働くことから、積極的な取得・受験を奨励している。TOEICは学内試験を実施し、3年生については必須としている。試験対策として、毎週水曜日にネイティブ教員による「英語資格講座」を開講している。中国語、韓国語についても学内試験を実施している。

ix) 就職情報提供・就職情報室

学内LAN、「就職情報」等広報誌、キャリア形成講座、就職情報室の就職専用端末、企業ファイルや就職関連雑誌・ビデオ・CD-ROM等をつうじて情報提供を行っている。

島根県立大学キャリア支援プログラム

CONTENTS	1年 1st SEMESTER	2年 2nd SEMESTER	3年 3rd SEMESTER	4年 4th SEMESTER	5年 5th SEMESTER	6年 6th SEMESTER	7年 7th SEMESTER	8年 8th SEMESTER
基本的考え方 GUIDELINE	<p>1年 ●進路への意識づけ●</p> <p>キャリア形成 何のために働くか・職業観・社会人として生きること・キャリアとは何か</p> <p>キャリアプラン作成 自分の発見と分析・職業適性を考える</p> <p>2年 ●キャリアプラン作成●</p> <p>3年 ●就職活動の開始・内々定●</p> <p>4年 ●就職内定・社会人への準備●</p> <p>企業情報の収集分析・進路に合わせた企業研究・職種指導・主体的な進路選択 進路指導 ……</p> <p>模擬試験・論文・履歴書・エントリーシートへの作成指導・面接など具体的な支援 就職活動支援 ……</p>							
授業科目 SUBJECT	<p>キャリア形成Ⅰ 職業意識の醸成</p> <p>フレッシュマン・セミナー 将来の就職等に向けた意識の醸成</p>	<p>キャリア形成Ⅱ 就職意識の醸成</p> <p>基礎演習 将来の就職等に向けた意識の醸成</p>	<p>キャリア形成Ⅲ 就職意識の醸成</p> <p>基礎演習 将来の就職等に向けた意識の醸成</p>	<p>キャリア形成Ⅳ 就職意識の醸成</p> <p>基礎演習 将来の就職等に向けた意識の醸成</p>	<p>キャリア形成Ⅴ 就職意識の醸成</p> <p>基礎演習 将来の就職等に向けた意識の醸成</p>	<p>キャリア形成Ⅵ 就職意識の醸成</p> <p>基礎演習 将来の就職等に向けた意識の醸成</p>	<p>キャリア形成Ⅶ 就職意識の醸成</p> <p>基礎演習 将来の就職等に向けた意識の醸成</p>	<p>キャリア形成Ⅷ 就職意識の醸成</p> <p>基礎演習 将来の就職等に向けた意識の醸成</p>
キャリアガイダンス CAREER GUIDANCE	<p>キャリア形成講座 (毎週水曜日)</p> <p>《春学期》 望ましい職業感や職業についての知識・技能を涵養し、自己個性の理解やグローバル化など自己を取り巻く環境等を理解する。 (内容) 自己を取り巻く社会問題や経済問題をテーマにした民間企業役員や大学教員による講演会、先輩の体験発表会など 《秋学期》 主体的に進路を選択できる能力や態度を育成する。就職活動に向けての実践的な知識、技能の獲得を行なう。 (内容) 業界動向や企業が求める人材等をテーマにした民間企業役員の講演会、エントリーシートへの作成方法や面接対策など実践的な講義など</p>							
連続講座 EXTENSION PROGRAM	<p>キャリア形成のための「公務員試験対策のための「法律基礎講座」「問題演習講座」「教養講座」</p>							
インターンシップ INTERNSHIP	<p>ハローワーク事業 大学インターンシップ事業</p> <p>ハローワーク事業 大学インターンシップ事業</p> <p>ハローワーク事業 大学インターンシップ事業</p>							
自己分析 SELF-ANALYSIS	<p>・リクルート「R-CAP」(自己分析・通職診断テスト)の実施及びR-CAPの分析・活用セミナー ・ジョブカフェしまねによる通職診断(学内)</p> <p>・キャリア形成Ⅰ・Ⅱ・形成講座やゼミにて自己分析の方法についての講義</p>							
業界研究・企業研究 (英語編) THE INDUSTRIAL RESEARCH CORPORATE RESEARCH	<p>OB・OG訪問</p> <p>企業合同説明会 (大塚・広島・松江・浜田など)</p> <p>学内企業説明会 企業訪問</p>							
採用試験対策 EMPLOYMENT EXAMINATION	<p>SPI対策(模擬試験・短期集中講座)</p> <p>SPI対策(模擬試験・短期集中講座) (6月～)</p> <p>公務員模擬試験(11月～) 国家Ⅱ種、地方上級、警察官</p> <p>身だしなみ・メイクアップ講座</p> <p>公務員模擬試験(11月～) 国家Ⅱ種、地方上級、警察官</p> <p>模擬面接 個別相談</p>							
資格取得講座 QUALIFICATIONS PROGRAMS	<p>・TOEIC学内試験(IP-1) ※3年生は必須 ・英語資格講座</p>							
語学検定試験 LANGUAGE PROFICIENCY TEST	<p>実用英語能力検定試験(原則年3回) 国際連合公用語英語検定試験(原則年2回) TOEFL(毎月1回) その他の重力検定試験《中国語》《韓国語》《ロシア語》(年2回程度)</p> <p>・浜田商工会議所・島根県商工会連合会・しまね産業支援財団等の各種セミナー(パソコン、起業家セミナー等)受講</p> <p>・各種検定試験(ワープロ、簿記、販売士等)受験</p>							

【点検・評価】

平成16年3月に卒業した1期生の就職者は152名で、就職希望者の就職内定率は、90.1%（内定者数÷就職希望者数）を達成した。

この率は、全国トップクラスであった。

このうち、島根県内の就職は32%、県外の就職は68%であった。業種としては、卸売・小売業、情報通信業、公務員、サービス業、教育・学業支援業、金融・保険業などである。公務員として採用された者は、国家公務員6名、地方公務員10名であった。

本学は新設校であり、企業における知名度がまだ低いこと、就職の強いパイプとなるOB・OGがないこと、就職ノウハウの集積がないことなど就職支援対策を講じる上でのハンディも多い。また、学生の就職活動に当たっても都会地から遠いことから交通費がかさむなど不利な点が多い。このような不利な条件の下で1期生の就職率がほぼ全国的な水準であったことは、高く評価できる。

なお、2期生（平成17年3月卒業）の就職内定率は、平成17年3月24日現在で95%を超えており、特に女子学生は100%に達し、1期生以上に好調である。

キャリア形成講座などの本学のキャリア支援プログラムの成果のほかに1期生たちの開拓者のような努力が良い結果になったと考えている。

授業科目「キャリア形成Ⅰ・Ⅱ」は、1年生、2年生を対象に履修推奨科目とし、平成16年度から実施しており、同年度は対象者ほぼ全員が受講し、「大学で何を学ぶか」「社会人に向けてのキャリア形成とは何か」を真剣に考え始めているようであり、科目の目的を実現できている。

インターンシップは、「行政体験実習」、「企業体験実習」を授業科目の中に取り入れていることから、参加希望者も多く、職業選択の参考となっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

新設である本学の知名度は低い状況にあり、今後一層教職員による企業訪問を積極的に実施し、本学の教育内容や学生の優れた資質、能力等についてPRし、大学の知名度アップを図る努力が必要である。

学生の就職成果は大学そのものの評価を左右する重要な指標となってきた。就職指導は就職部長や就職委員会だけでは十分でなく、大学全教職員が取り組む必要があり、全学的指導体制を実現するため、教職員の意識の向上を図る方策が必要となる。

平成9年の就職協定廃止以降、企業の採用活動は早期化・多様化しており、これに伴い、企業の採用活動も早まっている。このため3年生前期までのキャリア支援プログラムが重要になってきており、一層の充実を図っていくこととする。

OB・OGが少ない中で、卒業した1期生（平成15年度卒業）に今後の卒業生への協力を得るため、大学同窓会との連携が必要である。

④課外活動

ア 学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性

【現状の説明】

大学での正規の教育のほか、課外活動による人間性、社会性の涵養がなくてはならないと認識している。

学生が自主的・自立的に文化・体育活動を行うことにより、広く知的視野と多面的な能力を開発し、豊かな人間性と健全な心身を育成するとともに、友人や教職員との交流を深めながら、より充実した学生生活を実現する上で、課外活動は大学における教育の一環として重要な意味を持っている。正規の教育と併せ、課外活動は学生生活の両輪をなすものと考えられる。

本学には、課外活動の中心としての全学生により構成される「学友会」、文化系団体 24 部、体育系団体 25 部がある。これらの各団体が、学術・文化・奉仕活動で高い社会的評価を受けるもの、あるいはユニークな課外活動で個性を発揮するものなど、それぞれが活発な活動を展開している。学生は学友会の一員として、サークル活動、海遊祭（大学祭）、地域との交流事業やボランティア活動など、学友会が企画するイベントなどの課外活動に積極的に参加し、恵まれた施設と環境の中で心身を錬磨し自立性や社会性を養い、より高い人格形成に励んでいる。

ここでは、こうした学生の課外活動を、学友会、学生団体（サークル）活動の 2 点から見ることにする。

a 学友会

島根県立大学学友会は、学生生活の健全な発展のため、平成 12 年 4 月に設立された。学友会は、本学の全学生により組織され、学生の自主的な運営の下に、会員相互の親睦を図り、学生生活の充実のために活動することを目的とする学生団体である。主要な活動は、学生意見の集約、サークル活動の統轄、海遊祭（大学祭）の企画開催などである。当初の組織は平成 13 年 4 月、学友会規約の改正に伴って、より大規模な組織に改組された。

学生生活委員会ならびに学生グループ（当初は教務課学生係）は設立時以来、その学生生活にとっての重要性に鑑みて、学友会に積極的な助言支援を行ってきた。

学友会は広く活動を行っているが、毎年特に力を入れて活動しているものとして次の活動がある。

- ①海遊祭（大学祭）：本学の学生にとり、1 年で最大の行事である。
- ②新入生歓迎会
- ③サークル長会議
- ④球技大会
- ⑤卒業記念パーティ、卒業アルバム作成

b 学生団体（サークル）活動

本学の学生団体（サークル）を新たに結成、もしくは更新する場合は、代表責任者を定めた上で、専任教員（講師以上）を指導・助言を行う顧問として定め、学生生活委員会の審議を経て学長の許可を受けなければならない。この学生団体（サークル）の代表者は毎年変更される例が多いが、顧問教員はほとんど固定し、中には2つ以上の顧問を兼ねている者がいる。

なお、学生団体サークルは、学友会が定めた「島根県立大学学友会クラブ規則」（以下「クラブ規則」という。）第2条に基づき「クラブ」認定を受けることができる。

- ① 学長の団体設立（継続）許可を得た学生団体であること
- ② 部員が5名以上であること
- ③ 体育会系の学生団体にあつては、学外交流活動を年2回以上実施すること
- ④ 文科系の学生団体にあつては、学外交流活動を年1回以上実施し、かつ機関紙を発行すること

このクラブ規則に基づき認定基準の全てに該当する学生団体は「クラブ」として認定され、学友会から運営補助金が交付されるとともに、部室の使用が認められる。

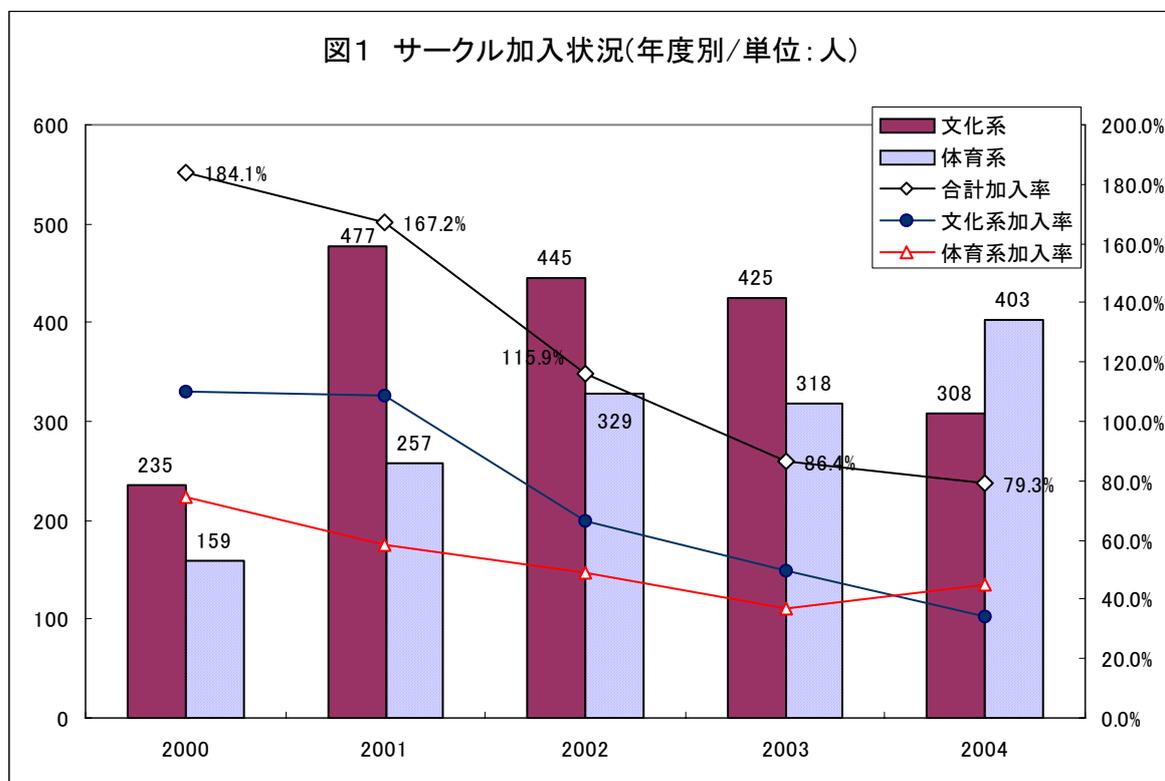
平成16年6月現在で、クラブが22団体（文化系14、体育系8）、サークルが27団体（文化系10、体育系17）あり、学友会と合わせると全部で50団体が設立されている。団体の内訳は、下表のとおりである。

島根県立大学学生団体一覧

系統	クラブ	団体名	系統	クラブ	団体名
—	—	島根県立大学学友会	体育系		バレーボール同好会
文化系	★	陶芸サークル	体育系	★	男子バスケットボール部
文化系	★	Yellow Kite（英語研究クラブ）	体育系	★	バドミントン部
文化系	★	吹奏楽部	体育系		B. G. C (Ball Game Circle)
文化系		しねま倶楽部	体育系		太極拳サークル
文化系	★	大道芸部	体育系	★	陸上サークル
文化系	★	コンピュータ研究会。	体育系	★	硬式野球部
文化系		ボランティアサークル	体育系		硬式テニス部
文化系		R a i l s k y E x p l o r a t i o n N e t w o r k	体育系	★	弓道部
文化系	★	茶道部	体育系	★	ゴルフ部
文化系	★	まち・クラブ	体育系		蹴鞠サークル
文化系		放送部	体育系		サークルL
文化系	★	写真部	体育系	★	ダンス部
文化系	★	軽音楽部	体育系	★	サッカー部

文化系		華道部	体育系		ソフトテニス部
文化系	★	アンニョンハセヨ韓国文化研究クラブ	体育系		剣道部
文化系	★	環境倶楽部「しまえっこ」	体育系		柔道サークル
文化系	★	BBSサークル	体育系		卓球サークル
文化系	★	オカルト研究会	体育系		フルコンタクト空手サークル
文化系		つり同好会	体育系		女子バスケットボールサークル
文化系	★	島根模擬国連	体育系		ソフトボールサークル
文化系		ディベート倶楽部「Q・C・L・C」	体育系		スケートボード・サークル
文化系		冒険☆サークル	体育系		サッカー同好会
文化系		工芸サークル	体育系		車両問題研究会(ツーリング部)
文化系		C・Artis	体育系		チアダンスサークル

学生のサークル加入状況等は、下図に示すとおり、ここ5年間のサークル加入者の状況は、延べ人数は開学初年度（平成12年度）の394人から平成16年度の711人に推移しているが、合計加入率は184.1%から79.3%へと低下している。2つ以上のサークルに所属している学生もいるので、単純に数値をそのまま解釈することができないが、7割以上の学生が何らかのサークル活動に参加していると考えられる。平成16年度には体育系の加入数403人（加入率は44.9%）は文化系の308人（加入率は34.3%）を初めて超えており、増える傾向を示している。なお、学部生に比べて、大学院生のサークル参加は少ない。



課外活動をする施設は、部室（49室）、学友会室、学生集会室、ピアノ室、アトリエ、体育館（アリーナ、武道場、トレーニング室、会議室）、グラウンド、多目的グラウンド、テニスコート、ゴルフ練習場、作法室などである。

サークルに対する大学の経済支援は、島根県立大学後援会から、各団体からの申請に基づき学生団体助成金として、平成14年度7団体、平成15年度8団体、平成16年度12団体（見込み）に対し助成金の交付を行っている。

【点検・評価】

市街地から離れている本学の地理的条件により、活動拠点が大学のキャンパスに限定されがちで、市民との交流が行われにくいという難点がある。

学内にプールがなく、水泳部の設立により市内プールの利用が始まったが、市内の運動場や球技場の積極的利用や、市民の大学施設の利用などはまだ少ない。

各サークルには、顧問教員が1人以上のこともあるし、教員によっては、複数のサークルの顧問をしている場合もある。また、サークルによっては、名目上の顧問ということもある。この状況を考慮して、顧問教員の果たすべき役割等について明確にするため平成15年度に「学生団体の設立及び活動に関する細則」を策定した。また、学生と教員との信頼関係をさらに深めるためにも、教員はサークルに対してより関心を持つ必要がある。

体育系活動でのケガ等の応急措置の状況把握など課外活動中の安全面の点検が必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

課外活動は、本来学生が自主的・自立的に活動すべきものであるが、クラブの認定、施設の整備・運用及び必要に応じての相談など、大学側の指導、支援は不可欠である。本学の課外活動の実績は、大学の指導、支援体制とどの程度関連があるかどうか判断し難いが、その実態を把握し、分析と評価を行って、改善にはどうあるべきかを検討する。各サークルのリーダーが寝食を共にし、講演会及び討論会を通してサークル活動の諸問題の解決や、リーダーとしての資質の向上を図るとともに、各サークル間の親睦・融和を図ることを目的にサークル指導者研修会制度の導入を行いたい。

さらに、国体等、全日本レベルの大会に代表選抜され出場した場合の奨励援助制度を創設する。

事故はいつ起こるかわからないので、日ごろから十分注意を払うよう、指導課外活動中の安全対策を徹底させる必要がある。また、学生には事前の健康状態のチェック、施設・用具の安全性の確認など点検を行い、また過度で無理な日程（練習）とならないよう指導する。

備品援助では、安全備品を優先するなどの配慮の下に行う。市内の運動場や球技場

の積極的利用や、市民の大学施設の利用促進などにより、地域との積極的な交流や成果発表が行われるように便宜を図る必要がある。

中国地方の大学間での交流や、全国規模の大会への積極的参加なども望まれる。

イ 学生の課外活動の国内外における水準状況と学生満足度

【現状の説明】

ここでいう「課外活動」は、本学が設置を認めたクラブやサークル（学生団体）の活動と、こうした団体によらない活動の二者を含むものとし、その現状は、以下のとおりである。

平成16年7月31日現在の本学学生総数897名のうち、本学公認の学生団体に所属する学生は延べ689名であり、これに基づけば学生全体の76%が学生団体に所属していることになる。本学公認の学生団体は学友会1、文化系団体23、体育系団体25であり、ここ数年横ばいあるいは微減の傾向にある。本学の学生団体ならびに学生団体によらない活動には、残念ながら国内外において突出した成績を挙げているものは少なく、学生団体から年度末に提出される年次活動報告に記された活動実績もそれを裏付けている。

体育系団体には、浜田圏域や県西部、島根全県、山陰・中国・中四国地方、全国の各種大会に積極的に参加している団体があり、サッカー部、バレーボール部、男女バスケットボール部、硬式野球部、剣道部などが地区・地域・地方大会においては上位入賞を果たしているものの、全国レベルでの入賞などの実績は挙げていない。

文化系団体には、浜田圏域や県西部、島根全県、山陰・中国・中四国地方、全国の各種大会に積極的に参加してものがあり、吹奏楽部やつり同好会が地区・地域・地方大会で上位入賞を果たしているが、全国レベルでの入賞などの実績は挙げていない。しかしながら、地域ミニコミ誌の刊行、地域通貨「タスキー」の運用、発展途上国の製品のフェアトレードを目指す活動、ボランティア活動などの各種市民活動、周辺地域の催し物への参加など、地域社会と密接に関係し、地域住民間の交流促進、地域の活性化に深く関わっている。その活動は地方紙やテレビに幾度も取り上げられている。特に、平成15年8月1日・2日、本学学生が実行委員長を務め、本学を中心に開催された「世界学生会議 3rd stage 島根」は全国の大学生やアジア圏の留学生も参加した国際規模の活動となった。また、中四国地区初の模擬国連団体「島根模擬国連」は、模擬国連委員会の全国集会に参加し、「模擬国連核軍縮会議ヒロシマセッション」を開催するなど活発に活動している。

学内団体によらずに行われている個別的活動は、上記の文化系団体が行っている地域密着型の活動と類似した性格を持っている。たとえば、大学教員と学生、市民有志が組織する地域活性化研究グループ「共創のまちづくり研究所」はその代表格といえよう。上記の地域通貨「タスキー」やフェアトレード起業の活動はこの研究所と密接

な関係を有している。さらにベンチャービジネス論の授業を発展させて起業を目指すグループ、浜田の歴史研究グループのイベントやシンポジウムで報告する学生、循環型酪農の研究グループに参加し表彰を受けた学生、地域の民話や文化遺産を紹介するビデオの作成に加わる学生、三隅町室谷地区の棚田再生活動、観光地津和野で経営再建に取り組む老舗旅館を支援するグループなどの活発な活動が見られる。

また、モンゴルに出かけて当地の孤児院でのボランティア活動に参加する学生も現れていることに見えるように、一部学生の課外活動は国際的な広がりを持つに至りつつある。

本学に学ぶ中国と韓国からの留学生（大学院にはロシアの留学生もいる）も、浜田圏域で行われる講演会や交流会などの各種行事、地元の警察や郵便局の一日署長・局長を勤めるなど、地域の活動に積極的に参加している。

本学の大学祭である「海遊祭」は、毎年10月に島根県立大学海遊祭実行委員会により行われる。本学の学生のみならず、浜田市や近隣市町村から大勢の観客が集まる海遊祭は、学生諸団体ならびに学生団体によらない課外活動を行う学生にとって、日頃の活動の成果を公開する最大の機会である。本学では、優れた展示・発表を表彰し、学生の課外活動の活性化を図っている。本学の教育研究の一つの柱である北東アジア地域研究を反映した展示や北東アジア地域の料理を提供する模擬店などは地域住民に好評を博しており、大学・学生と市民との交流の場ともなっている。

【点検・評価】

「大学を核としたまちづくり」を推進する浜田市に立地し、「地域と共に歩む大学」を掲げる本学は、建学の理念の一つに「社会における実践（諸科学総合による教育研究の成果を地域社会に還元することで、地域社会の新たな発展を目指す）」を据え、浜田市のみならず島根県、県下各市町村との一体的な取り組みに努めている。このような本学の特徴を一方で具現しているとも言えるのが地域密着型の活動を繰り広げる文化系団体ならびに学内団体外の個別的な課外活動、そして大学祭である。これら活動は、現在の島根県が抱える、停滞する地域経済、少子高齢化、過疎化などの問題を、大学のカリキュラムをつうじて、あるいは新鮮で優れた問題発見能力によって敏感に察知し、実際に教育研究の成果を地域社会に還元している。開学して5年を迎えようとする若い大学である本学が、このような短時間の間に地域社会に広く受け入れられているのは、彼らの課外活動によるところが大きいと考えられる。

全国規模で活躍する体育系団体はほぼ皆無に等しく、浜田圏域や島根県、中四国での活動にとどまるものがほとんどである。しかし本学としては、この状態を、スポーツをつうじた地域住民との交流に貢献しているのもであると評価している。対外試合における成績のみで評価することは早計であろう。

開学5年目を迎え、本学の北東アジア地域研究が次第に充実の度合いを増してきたこ

とと相まって、学生の課外活動が北東アジア地域の現地にまで及び始めたことは高く評価すべきであり、この種の活動が一層広範で活発になることが期待される。

しかし、多くの文化系団体、体育系団体、学内団体外の諸活動が全国規模にまで及んでおらず、この点では学生の課外活動は活発ではないと評価しなくてはならず、その活動実績をいかにして高めるかが課題である。

課外活動が活発でない理由として、学生のサークル離れがあると考えられる。昨今の学生に顕著に見られる無気力・無目的・個人主義、そして気の合う仲間とつきあうだけで、広く人間関係を構築していこうとする意欲を欠いていることが根底にあるものと考えられる。メンバーに向上心がなく、より高いレベルを目指した切磋琢磨を嫌い、単なる居心地の良さだけを求める学生からなるサークルが存在するが、このようなサークルでは、活動意欲を喪失した真面目な学生が脱退している。課外活動についていえば、学生は積極組と非積極組の二極に分かれているといえる。いかにしてサークル活動・課外活動が大学生活を一層実り豊かなものにするかを学生に理解させるかも当面の課題である。

学校側に存する原因として、本学が1学年約200名という規模の小さい大学であることが挙げられよう。学生数が少ないため、サークルの数自体が少なく多様性を欠き、サークル活動に対する学生の興味を惹起しきれないこと、サークルのメンバー数が少なく、また、サークル活動に積極的な学生の多くが複数のサークルに所属しており、1サークルの活動に集中できない傾向がある。この傾向には、本学が開学して間もない歴史の浅い大学であり、どの団体も十分な活動経験の蓄積がなく、未だに本格的な活動を行う条件が整っていないことも関係している。さらに、本学は県西部唯一の大学であるため、他大との交流のためには相互に長距離の移動が必要となること、大学内に活動に適した施設がない場合には、浜田市中心部にある公営施設（とくに体育施設）に出かけなければならないが、市中心部からやや離れた所に立地しているために移動にやや困難が伴うこと、なども指摘する必要がある。

団体の新設や廃止が割合に多く、せつかくの実りある活動が着実に継続・継承されていないという問題点がある。

体育系クラブハウス（部室）に比して、屋内での活動が主となる文化系団体の文化系クラブハウスの部屋数が少なく、今後文化系団体が増加した場合に活動スペースを提供できなくなる可能性がある。

体育館アリーナが狭隘であるため、アリーナを使用する体育系団体は活動日時が限定され、しかも十分な活動スペースを得られない現状にある。

海遊祭実行委員会がここ数年掲げてきたテーマには、現代社会に対する問題意識や学生としての主張がうかがえず、地域との連帯を謳うものがほとんどである。また実行委員会によるメイン企画がここ数年連続して芸能人によるライブショーである点など、観客動員を優先的に企画されている感をぬぐえない。

学生の課外活動の実態と満足度を把握するためのアンケート調査は平成13年度に行われているが、ここ数年行われていなかったため、学生生活委員会は課外活動の詳細について情報を十分に有していない。

県の財政が危機的状況にあるため、学生の課外活動を支援するための補助金、たとえば体育系団体にコーチングスタッフ、文化系団体に指南役を配置するための費用を増額して与えることなどが当面は困難であることが見込まれる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学の課外活動は、地域に密着し地域の抱える問題に正面から対峙するものが多い。

「地域と共に歩む大学」としての本学の教育研究活動を実践に結び付けている学生団体や団体外のこうした活動を積極的に奨励・支援していく。具体的な支援策としては、教職員それぞれが課外活動の実際を十分に理解し、教育活動をつうじて適切な知識を与え、県職員の立場を生かして県や県内市町村との橋渡しの役目を積極的に果たし、学生の活動に便宜を与えていく。

一見無気力でサークル活動に非積極的であるかに見える学生の多くは、それぞれに興味や特技を有しているはずである。教員が過度に課外活動に干渉することは避けなければならないが、特に低学年の指導に当たる教員は、そうした学生の適性をいち早く見出し、学内に適当なサークルがあれば加入を勧め、見つからない場合には同好の者を集めて団体設立を奨励したり、学外活動の場を紹介するなどして課外活動へと導くべきであろう。あるいはキャリア形成関係の授業において、学生時代に何をなすべきかを教授する際、サークル活動の重要性を説くこともよいのではないだろうか。

学生の課外活動への興味を惹起するため、学生団体や関わりを持つ市民サークルの情報（成績・業績）を積極的に発信させるよう働きかけるべきである。また、学生団体の活動をホームページで積極的に外部に発信し、その活動を広く世に紹介することを検討する。

また、特に優れた業績を挙げた団体・個人に対しては従来の学長表彰制度を継続し、さらにその対象数を増やして活動を奨励し、課外活動に関するアンケート調査を学友会の協力を得て実行することとする。

本学が抱える学生の規模と立地条件の改善は基本的に不可能であり、歴史の浅さは時間の経過を待つしかないため、この点での即効性のある効果的な対策は取りにくい。部員数が少ない団体に対しては浜田圏域の市民との交流をより一層深め、共同トレーニングや共同演習会などを積極的に企画するよう学生に働きかけたい。また、浜田市中心部の公営施設使用料を幾ばくか割り引いてもらうなどして、活動に伴う負担を軽減するよう県や市に働きかけることを検討する。

体育館アリーナを使用する団体の活動時間をより多く確保するために、体育館の使用状況を調査し、会館時間や活動時間に再検討の余地があるかないかを判断すべきである。

クラブハウスを体育系・文化系に分かつことをやめ、体育系クラブハウスの空いている部室を文化系団体に与えるよう学友会と協議すべきである。

学友会ならびにその下部組織である海遊祭実行委員会には、最高学府たる大学に学ぶ者800余名をまとめる存在であることを自覚させ、メイン企画につき観客動員面を優先させるのではなく、重厚な企画を案出するよう働きかける。

⑤ 学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況

【現状の説明】

本学では学友会が学生を代表する組織と認められている。これまで大学と学友会とが意見交換するためのシステムに関する規定は存在していないが、学生生活委員会と学友会とは、不定期ではあるが頻繁に話し合いを行っている。

大学祭等の行事ごとに、学生生活部長は学友会の役員と相談をし、また、学友会は日常的に事務局学生グループと接触を持っていることから、事務局をつうじて学生生活委員会に学生の声が伝わるという回路も確立している。

学生定員800名という小規模な大学でもあり、また開学当初という事情もあって、意見交換のシステムを規定する必要性が強く意識されていなかった。

しかし、平成16年度には、県立3大学・短期大学の統合・法人化という大学改革が進められる中で、学友会役員と教職員との懇談会を公式に持つべきではないかという意見があがり、懇談会が開かれ、学友会役員、学生生活部長、学生生活委員、事務局職員が参加し意見交換を行った。

また、本学の1年生はその大多数が国際交流会館と学生寮に入居している。そしてそれぞれには学生の自治組織が存在している。国際交流会館における幹事会、学生寮における寮生会である。それらの自治組織は、月に1度は学生生活委員会員の担当者との話し合いの場を持つようにしている。

【点検・評価】

大学と学生の代表機関としての学友会とが意見交換の場を持つことが必要なこと言うまでもない。しかし、上述の学友会役員と教職員との懇談会を継続して行うかどうかは未定である。今回の懇談会は試験的に実施したものであり、現在学生生活委員会でこのシステムのメリットとデメリットを検討中である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上述したように、大学と学生代表との意見交換の場をどのようにシステム化するかは早急に結論を出すべく、現在学生生活委員会で検討中である。

なお、将来の大学のあり方について意見交換を行う学内組織の「大学将来検討懇談会」では、オブザーバーとして自由に懇談会に委員以外の教職員、学生の臨席を認めており、

学生との意見交換を行っている。

⑥留学生への配慮

ア 留学生に対する経済的支援の状況

【現状の説明】

本学では開学以来毎年、設置者である島根県と交流を行っている地域から「交流県留学生」を受け入れている。平成16年度現在の受入れ人数は、1学年につき、中国・吉林省から2名、寧夏回族自治区から1名、大韓民国・慶尚北道から2名の計5名である。交流県留学生については、島根県が出資した公益法人である北東アジア地域学術交流財団の規定により奨学助成金を支給している（月額45,000円、交付期間は留学期間で48月を限度）。ただし、交流県留学生中、文部科学省の私費学習奨励費留学生に採用された者については、財団の奨学助成金は支給しない。

また、平成16年現在、私費留学生1名が在籍しているが、この留学生も上記文部科学省の私費学習奨励費を継続して受給しており、現在、本学の留学生には全員奨学金が支給されている。

交流県留学生については、島根県交流県留学生受入要領の規定により、入学検定料、入学料、授業料及び学生寮使用料が全額減免されている。

また、私費留学生については、現状、経済的状況等の審査の上、授業料は全額減免、学生寮使用料については、半額が減免されている。

なお、本学の学部留学生は、全員、本学の校地内の学生寮である「国際交流会館」に居住しており、住居は確保されている。

【点検・評価】

本学においては、平成16年度現在、留学生全員が奨学金を受給し、また、授業料等についても減免措置を受け、住居も確保されているため、現状では留学生から経済状況に関する不満は全く聞かれない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後、留学生数が増加した場合、現行の奨学金制度で全留学生に対応できない懸念がある。また、設置者である島根県の財政状況に鑑み、授業料等減免制度の堅持が可能であるかが課題である。外部資金の導入も含め奨学金制度の安定化を目指す必要がある。

イ 留学生に対する生活相談等

【現状の説明】

本学では、平成14年度に交流推進委員会の下部委員会として留学生支援検討委員会を設け、本学としての留学生支援のあり方について検討を行った。

この委員会の報告書「留学生支援体制について」（平成15年3月）に基づき、平成15年4月より留学生センターを設置し、留学生の生活支援等の態勢を整えた。設置当初は、職員（兼務含む）9名でスタートした。平成16年度には、新たに留学生委員会が組織され、北東アジア地域研究センター長を委員長とする留学生支援組織が発足した。

また、留学生を対象とした日本語教育については、北東アジア地域学術交流財団の財政支援の下、週2回の授業を行っている。

留学生は校地内で学部1年生が入寮している「国際交流会館」に居住している。会館では7名が1ブロックを形成し、原則として各ブロックに1～2名の留学生が配置されている。そのため、留学生は日常的に学部学生と生活を共にしており、日本の生活習慣に適合するための環境が整っている。以上のような態勢が整備されているため、留学生が生活上の問題を訴えることは少ない。

【点検・評価】

本学は留学生の総数が少なく、教職員の目が届きやすいため、留学生に対する指導は相当充実していると考えられる。さらに、留学生センターならびに留学生委員会が設置されたことで、支援体制の基盤が整備された。

【将来の改善・改革に向けた方策】

留学生日本語教育については、現在の留学生の入学時における日本語能力が高いため（本学では交流県政府が推薦した候補者の中から、現地に出張試験を行って合格者を決定している）大きな問題とはなっていないが、今後は能力別クラス編成及び配当時間数の増加などの対応を必要に応じて検討する。

ウ 留学生に対する就職指導

【現状の説明】

本学では、留学生に対する専門の就職支援センターは設けていないが、留学生を対象としたセミナーの開催通知などは、留学生に個別に連絡するなどして、周知を図っている。また、日本語能力試験の受験に際しても、便宜を図っている。

【点検・評価及び将来の改善・改革に向けた方策】

本学における留学生の就職支援態勢については、現行で十分手当てはできていると見てよい。今後も現在の態勢を堅持し、日本人の学部学生とも同様、必要な支援を行っていくこととしたい。

エ 留学生の課外活動の状況

【現状の説明】

本学では、地域に開かれた大学として、留学生にも積極的に地域との交流事業に参加するよう勧めている。平成15年度に留学生が参加した主な地域行事は下記のとおりである。

平成15年度課外活動状況

年月日	行 事 名	留学生参加人数
5月17日	留学生等を囲む会 遠足（大学院留学生を含む）	20名
5月26日	浜田市立三階小学校 交流会	3名
6月3日	浜田市立三階小学校 交流会	2名
6月21日	浜田国際交流協会 総会	8名
6月25日	浜田市立長浜小学校 交流会	3名
7月5日	浜田国際交流協会 料理教室	6名
7月9日	浜田市立長浜小学校 交流会	2名
10月27日	浜田市立三階小学校 交流会	2名
11月16日	マリントークの会 岩国バス旅行（含む大学院生）	20名
11月28日	浜田市立雲城小学校 交流会	2名
12月5日	浜田市立雲城小学校 交流会	7名
1月21日	浜田国際交流協会 春節	11名
1月25日	浜田国際交流協会 雪合戦	12名
1月29日	浜田市立高角小学校 交流会	2名

【点検・評価】

留学生は、積極的に地域行事に参加している。上記以外に大学が仲介する市民との個人レベルの交流も多い。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後、市民の知識欲向上に資するような交流の機会を増やすことが課題である。本学が会場を提供して、市民との交流会だけでなく、留学生と学生による座談会やシンポジウムを開催することを計画している。また、本学と島根県立浜田高等学校との間で協定を締結した「高大連携」事業の一環として、高校生と留学生の交流機会を設けることも企画している。

なお、本学には大学院が併設されており、そこにも約20名の留学生が在学している。これまでも交流団体の主催、あるいは大学の仲介で学部と大学院の留学生が共に市民との交流を行ってきたが、今後留学生自身の企画による交流事業を増やしたいと考えている。

(2) 大学院 (北東アジア研究科・開発研究科)

① 学生への経済的支援

【現状の説明】

(北東アジア研究科)

現在、北東アジア研究科に在籍する博士前期・後期課程15名(うち留学生11名)はすべて何らかの奨学金や研究助成、学費免除などの措置によって、経済的支援を受けている。

○ 奨学金 (日本人)

1. 日本学生支援機構第一種奨学金 … 前期課程3名(日本人)
2. 日本学生支援機構第二種奨学金 … 前期課程1名(日本人)

○ 奨学金 (留学生)

1. 平和中島財団外国人留学生奨学金 … 後期課程2名
2. ロータリー米山記念奨学会大学院博士課程奨学金 … 後期課程1名
3. 文部科学省私費留学生学習奨励費 … 前期課程1名、後期課程1名
4. 浜田市奨学金 … 前期課程1名、後期課程1名
5. 財団法人北東アジア地域学術交流財団奨学金 … 前期課程3名、後期課程1名

○ 研究助成

1. 日本財団助成金 … 後期課程1名(ただし他奨学金との併給制限により辞退)
2. トヨタ財団研究助成金 … 後期課程1名(採用内定)

現在、以上の7種類の奨学金の受給と2件の研究助成採用の実績がある。

上記以外にも、受給・採用の可能性のある奨学金・研究助成が存在するが実績はない。

○ 各種費用免除・減免

これらの費用免除・減免措置は、島根県が当該学生を国際交流上有益な人物と認めた場合または学業が優秀な者であって学資の支弁が困難な場合に執られる措置である。

1. 入学料免除・減免 … 前期課程3名、後期課程3名(全額免除)
2. 授業料免除・減免 … 前・後期全員(全額免除)
3. 寮費免除・減免 … 前期課程3名、後期課程3名(全額免除)
前期課程2名、後期課程2名(半額免除)

※すべての留学生は本学学生寮あるいは本学国際交流会館に居住している。

(開発研究科)

現在、開発研究科に在籍する学生18名(うち留学生10名)のうち11名が何らかの奨学金、学資免除の措置を受けている。

○ 奨学金 (日本人)

1. 日本学生支援機構第二種奨学金 … 2名(日本人)

○ 奨学金（留学生）

1. 文部科学省国費留学生 … 1名
2. ロータリー米山記念奨学会奨学金 … 1名
3. 文部科学省私費留学生学習奨励費 … 1名
4. 財団法人北東アジア地域学術交流財団奨学金 … 6名

上記以外にも、受給・採用の可能性のある奨学金・研究助成が存在するが実績はない。

○ 各種費用免除・減免

これらの費用免除・減免措置は、島根県が当該学生を国際交流上有益な人物と認めた場合又は学業が優秀な者であって学資の支弁が困難な場合に執られる措置である。

1. 入学料免除・減免 … 4名（全額免除）
2. 授業料免除・減免 … 全額免除9名、半額免除1名
3. 寮費免除・減免 … 全額免除4名、半額免除4名

※留学生は2名を除いて本学学生寮あるいは本学国際交流会館に居住している。

【点検・評価】

本大学院では、県の理解ある施策の下で、留学生などの学資支弁が困難な学生に対して以上のような援助を受けており、彼らの研究生生活はかなり安定している。

これは単に本学の努力によるものではなく、島根県や浜田市の本大学院における教育に対する厚い理解の賜物であることを大きな特徴として強調しておきたい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

島根県に財源を負う北東アジア地域学術交流財団奨学金と各種の費用減免を一部の留学生が集中的に重複して受けている場合や、他の高額奨学金・研究助成金を獲得した場合には、いずれかの処遇を取りやめ、国籍を問わず他の学生に付与する機会均等を図るべきという意見もある。

地方公共団体の援助を受けている学生には、県庁や市役所での研究報告を義務付け、引き続き県民・市民の理解を得ることを検討するとともに、大学院生の研究意欲を高めるため、可能ならば競争的資金を設けたい。

少しでも多くの奨学機会を開拓するための方策を検討していかなければならない。

① 学生の研究活動への支援

ア 学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性

【現状の説明】

これまでのところ北東アジア研究科では、博士後期課程の学生を中心に、研究科教員が獲得した科研費による研究プロジェクト、あるいは採択の可能性のある外部の公

募研究プロジェクトに応募させた経験を持つ。また、博士後期課程の学生に、特定のプロジェクトテーマを持つ外部の研究助成団体にプロジェクトに応募させており、これまでのところ、2つの研究助成団体に採択されている（うち1件は個人的都合により採択を辞退した）。現在の博士後期課程2年次生はすべて何らかの研究プロジェクトに参加し、知見を広げている。

【点検・評価】

北東アジア研究科教員は、特に博士後期課程の学生に対し、自分の研究プロジェクトに何らかの形で参加する、あるいは外部の公募研究プロジェクトに応募し、自己資金を獲得して博士論文完成のための一助とすることを非常に重視しており、積極的に紹介・推薦・勧誘を行ってきた。学生の参加・採用状況が芳しいところから、我々の配慮は適切であると評価してよいだろう。

博士後期課程2年次生以外の本研究科の学生は総じてこの種の「他流試合」に非積極的である。1つには、博士前期課程の学生の研究能力への不安と学問的に未完成である現状を認識してのことでもあろうし、前期課程にあつては2年間、後期課程にあつては3年間という短期間に学位を取得しなければならないという焦燥感から、自分の研究テーマに直接関係のない研究プロジェクトに参加するだけの精神的余裕がないことも考えられる。彼らに積極性を持たせること、他流試合が自己の研究能力を高め、研究を完成に導くよい機会となることを認識させることが課題となろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

研究科内あるいは事務局内に、外部の公募研究プロジェクトに関する情報を収集し学生に提供する体制を整えたい。

研究科教員の指導を前提として、北東アジア地域学術交流財団による研究助成の対象枠を大学院学生にも与える、あるいは大学院学生らによる研究プロジェクトをも助成するなどして、学生の積極性を引き出すことを検討してはどうだろうか。少なくとも、大学院生が外部の研究プロジェクト会合に参加するための若干の費用補助くらいは実現させたい。

イ 学生に対し、各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性

【現状の説明】

北東アジア研究科博士後期課程では、学位論文予備審査の段階で、学術誌などに学術論文をどれほど掲載しているかを重視する。

したがって、後期課程の学生の執筆と投稿への意欲・意識は高く、教員の側であえてこれを促す必要もないほどである。前期課程の学生に対しては、書評や自ら参加し

た学会・シンポジウムの参加記の執筆を促しているが、実際に活字になった例は少ない。別の箇所に述べたように、本研究科は北東アジア地域研究センターと協力して数多くの国際的研究集会を開催している。このような集会に学生を発表報告者あるいはオブザーバーとして参加させ、発表内容や参加記を執筆させることを図っている。

北東アジア研究科としては、上述の国際的学術集会の後に刊行される論文集や北東アジア地域研究センター紀要『北東アジア研究』に学生の論文を掲載できる可能性があり、参加記等ならば北東アジア地域研究センターニューズレター『NEAR News』に掲載することが可能である。

【点検・評価】

北東アジア研究科の学位論文審査規程により、博士後期課程の学生は否応なしに論文を投稿・掲載しなければならないので、執筆を促すための方途としては適切である。また、平成16年10月に開催した島根国際シンポジウムに前期課程の学生が報告した。身近なところで開催される国際的研究集会に参加させることが執筆を促すための方途として適切であることを確信している。

博士前期課程の学生に執筆意欲を起すための方策が今のところ実を結んでおらず、方途の再検討を要するところである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

博士後期課程の学生に執筆を促す点については全く問題はない。

前期課程の学生は現段階ではいずれかの学術雑誌に採用されるほどの内容を書くことのできる者はおらず、むしろ彼らが執筆した修士論文を投稿・掲載につなげる方向で検討している。前期の学生に執筆を促す方途として、本研究科教員が重視している書評を有効活用したい。院生の自主的勉強会の機会を生かし、本学の公的刊行物に掲載することを前提とした書評を積極的に行わせ、執筆への意欲あるいは義務感を養いたい。

② 生活相談等

ア 学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮

【現状の説明】

大学院における学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮は、学部での措置に準じて行っている。大学院は熾烈な学問競争社会でもあり、研究をめぐる精神的圧力に常に襲われている者がいると理解している。

また、大学院学生の大半は留学生であり、語学をめぐる悩みや日本における生活への不適応など、日本人学生にはない精神的圧迫を持ちつつあると考えている。過酷な研究生活のため、疲労・心労が一層蓄積され、心身の健康を喪失する可能性は学生に

も増して高いと認識している。研究指導の時間等をつうじ、学生の心身の健康状態を観察し、その保持・増進及び安全・衛生への配慮を行っている。

【点検・評価】

現状に記した大学院の特殊な環境を踏まえた学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮について、多くの討議をしたことがない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学の学生相談室と連携し、大学院生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮について適切なアドバイスを受けなければならない。

イ ハラスメント防止のための措置

【現状の説明】

大学院では、セクシュアル・ハラスメント防止対策については、学部で設定している措置に準じている。

【点検・評価】

学部の措置に準じている現状にあるが、大学院は学部とは状況が異なる点がある。たとえばアカデミック・ハラスメントについてはセクシュアル・ハラスメント同様に重大視しなければならない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学部における措置を踏まえ、大学院の特殊事情を考慮したハラスメント対策を策定することとする。

③ 就職指導等

【現状の説明】

北東アジア研究科（前期）及び開発研究科では、平成16年度に初めての修了生が出る。それらの学生のうち修了後の進路を就職とする者も多い。

彼らの就職活動支援は指導教員が中心となって行っており、学部の就職委員会に相当する組織は作られていない。

就職情報室は学部生と共通で利用できる。

【点検・評価】

大学院には学部の就職委員会に相当する組織がないことから、大学院としての組織的な取組みがなく、就職指導は指導教員の取組み姿勢に左右される状況にある。

また、留学生が母国に帰国して就職する場合、大学は母国の就職事情がわからず、支援が困難となっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

指導教員は、教育研究のみならず学生の就職指導にも当たることを業務の1つとして明確にする必要がある。

また、学部の就職委員会に相当する組織を作り、学部の就職委員会と連携して就職支援事業を実施する必要がある。